

平成十三年七月十七日受領
答弁第一一八号

内閣衆質一五一第一一八号

平成十三年七月十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員保坂展人君提出千鳥ヶ淵戦没者墓苑の改善と国立墓苑に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員保坂展人君提出千鳥ヶ淵戦没者墓苑の改善と国立墓苑に関する質問に対する答弁書

一について

千鳥ヶ淵戦没者墓苑（以下「墓苑」という。）は、「無名戦没者の墓」に関する件（昭和二十八年十二月十一日閣議決定）に基づき設けられた遺族に引き渡すことができない戦没者の遺骨を納めるための国の施設である。

二について

靖国神社は、戦没者等を祭神として祭る宗教法人靖国神社の施設であり、墓苑は、遺族に引き渡すことができない戦没者の遺骨を納めるための国の施設である。

三について

諸外国から賓客が来日する際の訪問先については、各国の判断により決定されるものであることから、それぞれの賓客が墓苑を訪問しない理由については把握していない。

四について

諸外国から賓客が来日する際の訪問先については、各国の判断により決定されるものであり、その検討

経緯等について政府としてお答えすることは困難である。

五について

国会において御指摘のような反対意見が表明されたことがあるとは承知していない。

六及び七について

墓苑については、無名戦没者の墓に関する打合せ会を開催する等、関係方面から意見を十分に聴いた上で、国の施設としてふさわしいものを設けたところである。その後送還される戦没者の遺骨の数が増加したことから、平成二年度及び平成十一年度に納骨室を増設したところである。

近年における施設の改善に関する遺族、関係団体等からの要望も踏まえて、現在、厚生労働省及び環境省において具体的な改善内容を検討しているところである。

八について

諸外国から賓客が来日する際の訪問先については、各国の判断により決定されるものであることから、それぞれの賓客が墓苑を訪問しない理由については把握しておらず、お尋ねの靖国神社との関係についても承知していない。

九について

墓苑については、六及び七について述べたように国の施設としてふさわしいものを設けたところである。

近年、平成二年度及び平成十一年度に増設した納骨堂の改善について遺族、関係団体等からの要望があるので、現在、厚生労働省及び環境省において当該要望も踏まえた検討を行っているところであり、当面、墓苑における表示を現状に適合した分かりやすいものに改めるとともに、今後の墓苑の構造等については、関係者を交えて具体的な改善内容を検討しているところである。

十について

内閣総理大臣その他の国務大臣が訪問国において戦没者の墓地等を訪問したことに對する返礼として、当該国の賓客が我が国の国立墓地を訪問したいとの要望が出された事例は承知していない。